

○特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）

改正案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>（有価証券の内容等を説明した書面）</p> <p>2-2 定義府令第11条第1項第2号ロ及び第2項第1号ロ②、第13条第1項第2号ロ、第2項第2号ロ②及び第3項第1号ロ②、第13条の4第1項第2号ロ及び第2項第1号ロ②並びに第13条の7第1項第2号ロ、第2項第2号ロ②及び第3項第1号ロ②に規定する「当該有価証券に関する情報を記載した書面」とは、当該有価証券が、その投資者に受益権証書（当該受益権証書の預り証を含む。以下同じ。）が交付され、当該受益権が譲渡されるごとに新受益権証書が譲受者に交付されるものである場合には、当該受益権証書とする。ただし、当該受益権証書に信託契約の写しが添付される場合には、それをもって当該受益権証書への記載に代えることができることに留意する。</p> <p>（役員・従業員持株会に係る500名の取扱い）</p> <p>2-3 役員・従業員株式所有制度（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下2-3において「開示府令」という。）第2号様式記載上の注意(46) aに規定する「役員・従業員株式所有制度」をいう。以下同じ。）において、役員・従業員持株会（同様式記載上の注意(46) aに規定する「役員・従業員持株会」をいう。以下同じ。）の参加者（当該役員・従業員持株会を退会した者及び参加者又は退会者の相続人その他一般承継人を含む。以下同じ。）が信託受益権（法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる権利をいう。以下2-3において同じ。）を取得する場合における、<u>令第1条の7の2又は令第1条の8の5</u>に規定する「五百名」は、当該信託受益権に係る信託契約の締結時において受益者が現存せず、又は確定しない場合であっても、受益者となる者が予定されている者を受益者として計算することに留意する。ただし、役員・従業員株式所有制度における役員・従業員持株会による株券等の取得等が、<u>定義府令第16条第1項第7号の2イ</u>からへまでに掲げる全ての要件に該当するものである場合には、当該役員・従業員株式所有制度を利用した役員・従業員持株会を一人受益者として取り扱うことができることに留意する。</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第5号に掲げる権利）</p> <p>3-1 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第5号に掲げる権利は、令第2条の9第1項に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>① 当該権利の取得勧誘（法第2条第3項に規定する取得勧誘をいい、<u>法第2条の3第2項</u>に規定する組織再編成発行手続を含む。以下同じ。）又は売付け勧誘等（法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいい、<u>法第2条の3第3項</u>に規定する組織再編成交付手続を含む。以下同じ。）を行う時点において、当該権利に係る出資又は拠出を受ける金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う見込みである、又は行っている場合</p> <p>② 当該権利に係る<u>特定期間</u>（<u>特定有価証券開示府令第4条の3第2項第1号</u>に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の末日において、当該権利に係る出資又は拠出された金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に投資を行っている場合</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利）</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>（有価証券の内容等を説明した書面）</p> <p>2-2 定義府令第11条第1項第2号及び第2項第1号ロ、第13条第1項第2号、第2項第2号ロ及び第3項第1号ロ、第13条の4第1項第2号及び第2項第1号ロ並びに第13条の7第1項第2号、第2項第2号ロ及び第3項第1号ロに規定する「当該有価証券に関する情報を記載した書面」とは、当該有価証券が、その投資者に受益権証書（当該受益権証書の預り証を含む。以下同じ。）が交付され、当該受益権が譲渡されるごとに新受益権証書が譲受者に交付されるものである場合には、当該受益権証書とする。ただし、当該受益権証書に信託契約の写しが添付される場合には、それをもって当該受益権証書への記載に代えることができることに留意する。</p> <p>（役員・従業員持株会に係る500名の取扱い）</p> <p>2-3 役員・従業員株式所有制度（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下2-3において「開示府令」という。）第2号様式記載上の注意(46) aに規定する「役員・従業員株式所有制度」をいう。以下同じ。）において、役員・従業員持株会（<u>開示府令第2号様式記載上の注意(46) a</u>に規定する「役員・従業員持株会」をいう。以下同じ。）の参加者（当該役員・従業員持株会を退会した者及び参加者又は退会者の相続人その他一般承継人を含む。以下同じ。）が信託受益権（法第2条第2項第1号又は第2号に掲げる権利をいう。以下2-3において同じ。）を取得する場合における、<u>令第1条の7の2若しくは令第1条の8の5</u>に規定する500名は、当該信託受益権に係る信託契約の締結時において受益者が現存せず、又は確定しない場合であっても、受益者となる者が予定されている者を受益者として計算することに留意する。ただし、役員・従業員株式所有制度における役員・従業員持株会による株券等の取得等が、<u>金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イ</u>からへまでに掲げる全ての要件に該当するものである場合には、当該役員・従業員株式所有制度を利用した役員・従業員持株会を一人受益者として取り扱うことができることに留意する。</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第5号に掲げる権利）</p> <p>3-1 [同左]</p> <p>① 当該権利の取得勧誘（法第2条第3項に規定する取得勧誘をいい、<u>法第2条の2第2項</u>に規定する組織再編成発行手続を含む。以下同じ。）又は売付け勧誘等（法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいい、<u>法第2条の2第3項</u>に規定する組織再編成交付手続を含む。以下同じ。）を行う時点において、当該権利に係る出資又は拠出を受ける金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う見込みである、又は行っている場合</p> <p>② 当該権利に係る<u>特定期間</u>の末日において、当該権利に係る出資又は拠出された金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に投資を行っている場合</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利）</p>

3-2 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第1号に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。ただし、信託を受けた有価証券の管理を目的とする信託であり、当該信託財産である有価証券をもって新たに「有価証券に対する投資に充てて運用」を行わない限りにおいては、当該信託の受益権については、有価証券投資事業権利等（法第3条第3号イに規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）に該当しないことに留意する。

〔①・② 略〕

（有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利）

3-3 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第3号又は令第2条の13第10号に規定する「合名会社、合資会社又は合同会社の社員権」に該当するものとして取り扱うことに留意する。

〔①・② 略〕

（有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利に該当する法第2条第2項第2号、第4号又は第6号に掲げる権利）

3-4 〔略〕

（届出の取下げ願いが提出された場合）

4-3 4-2により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第4条第6項に規定する通知書の提出があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた第二項有価証券は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。

（参照方式の利用適格書面）

4-4 特定有価証券開示府令第12条第1項第3号ハ（同項第7号ハにおいて引用する場合を含む。）に掲げる「書面」はおおむね次の様式1により、同項第4号又は第8号イにおいて引用する同項第3号ハに掲げる「書面」はおおむね次の様式2により作成するものとする。

〔（様式1）・（様式2） 略〕

（主要なものとの間に締結した契約）

5-1 次に掲げる有価証券の発行者がそれぞれ次に定める者との間で契約（約款を除く。）を締結している場合には、特定有価証券開示府令第12条第1項第1号ハに規定する「主要なものとの間に締結した契約」に該当することとなるので留意する。

〔①～⑦ 略〕

5-2 当該有価証券が外国投資信託証券でアンブレラファンド（複数のファンド相互間で無料又は通常より低い手数料により乗り換えることができる当該ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）群により一体として構成されるファンド）である場合において、これを構成するサブ・ファンドのうち、本邦において販売されない又は販売されていないもので、かつ、定款又は約款により他のサブ・ファンドと相互に乘換えができない当該サブ・ファンドについては、ファンドの経理状況等を記載しないことができる。

（特定有価証券の募集又は売出しが既に1年間継続して行われている場合）

5-3 特定有価証券開示府令第11条の6第2項の規定による特定有価証券（同条第1項各号に掲げるもの

3-2 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第1号に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。ただし、信託を受けた有価証券の管理を目的とする信託であり、当該信託財産である有価証券をもって新たに「有価証券に対する投資に充てて運用」を行わない限りにおいては、当該信託の受益権については、有価証券投資事業権利等に該当しないことに留意する。

〔①・② 同左〕

（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利）

3-3 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第3号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第3号に規定する合名会社、合資会社又は合同会社の社員権に該当するものとして取り扱うことに留意する。

〔①・② 同左〕

（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第2号、第4号又は第6号に掲げる権利）

3-4 〔同左〕

（届出の取下げ願いが提出された場合）

4-3 4-2により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取下げ願いの提出があった日に法第4条第6項に規定する通知書があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた第二項有価証券は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。

（参照方式の利用適格書面）

4-4 特定有価証券開示府令第12条第1項第3号ハ又は第7号ハに規定する「書面」はおおむね次の様式1により、同項第4号イ又は第8号イに規定する「書面」はおおむね次の様式2により作成するものとする。

〔（様式1）・（様式2） 同左〕

（主要なものとの間に締結した契約）

5-1 次の各号に掲げる有価証券の発行者が当該各号に定める者との間で契約（約款を除く。）を締結している場合には、特定有価証券開示府令第12条第1項第1号ハに規定する「主要なものとの間に締結した契約」に該当することとなるので留意する。

〔①～⑦ 同左〕

5-2 当該有価証券が外国投資信託証券でアンブレラファンド（複数のファンド相互間で無料又は通常より低い手数料により乗り換えることができる当該ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）群により一体として構成されるファンド）である場合において、これを構成するサブ・ファンドのうち、日本において販売されない又は販売されていないもので、かつ、定款又は約款により他のサブ・ファンドと相互に他のサブ・ファンドと相互に乘換えができない当該サブ・ファンドについては、ファンドの経理状況等を記載しないことができる。

（特定有価証券の募集又は売出しが既に1年間継続して行われている場合）

5-3 特定有価証券開示府令第11条の6第2項の規定による特定有価証券（同条第1項各号に掲げるもの

に限る。)の募集又は売出しが既に1年間継続して行われている場合(ただし、募集又は売出しが募集事項等記載書面(特定有価証券開示府令第17条第3号に規定する募集事項等記載書面をいう。以下5-3において同じ。))の提出の直前まで行われている場合に限る。)とは、募集事項等記載書面の提出日の属する年の前年の応当日以後当該募集事項等記載書面の提出日までの間において、特定有価証券開示府令第11条の6第3項に規定する特定有価証券届出書提出会社により、継続して当該募集又は売出しが行われている場合であって、適正に当該特定有価証券の募集又は売出しに係る届出書類の提出義務及び継続開示義務が履行されているときをいう。

7-2 7-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等若しくは電子記録移転権利(法第2条第3項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。)に該当するものの取扱いについて準用する。

(追加型の投資信託証券等の募集に係る届出の効力発生日の取扱い)

8-1 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による追加型の投資信託証券の募集に係る届出に関し、次に掲げる全ての要件に該当する場合には、法第8条第3項の規定により、当該届出に係る有価証券届出書の提出日(以下8-1において「届出書提出日」という。)の翌日にその効力を生じさせるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

① 届出書提出日の属する年の前年の応当日(以下8-1において「応当日」という。)において当該投資信託証券の募集に係る有価証券届出書を既に提出しており、届出書提出日まで継続して募集を行っていること。

②・③ 略

8-2 8-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等若しくは電子記録移転権利に該当するものの取扱いについて準用する。

(一定の信託の併合により投資信託受益証券が新たに発行される場合における届出の効力発生日の取扱い)

8-3 法第4条第1項の規定による投資信託受益証券の募集に係る届出に関し、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第29条の2第1項各号、第91条の2第1項各号又は第99条の2第1項各号に掲げる要件の全てに該当する委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)、委託者非指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。)又は外国投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第24項に規定する外国投資信託をいう。)の併合(当該併合に係る委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託又は外国投資信託の各々について、継続開示義務が課され、かつ、これが適正に履行されている場合に限る。)により当該投資信託受益証券が新たに発行される場合における当該届出の効力発生日については、法第8条第3項の規定により、当初届出書を受理した日から7日(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日)をいう。8-4において同じ。)の日数は、算入しない。)を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

13-1 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、有価証券届出書に記載された内容を分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意する。この場合、有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、グラフ、図表等を使用することができる。

また、目論見書(特定有価証券開示府令第15条第1号及び第2号に規定する目論見書を除く。)の記載

に限る。)の募集又は売出しが既に1年間継続して行われている場合(ただし、募集又は売出しが募集事項等記載書面(同条第3項に規定する募集事項等記載書面をいう。以下5-3において同じ。))の提出の直前まで行われている場合に限る。)とは、募集事項等記載書面の提出日前1年の応当日以後当該募集事項等記載書面の提出日までの間において、同条第3項に規定する特定有価証券届出書提出会社により、継続して当該募集又は売出しが行われている場合であって、適正に当該特定有価証券の募集又は売出しに係る届出書類の提出義務及び継続開示義務が履行されているときをいう。

7-2 7-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等(法第3条第3号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。)に該当するものの取扱いについて準用する。

(追加型の投資信託証券等の募集に係る届出の効力発生日の取扱い)

8-1 [同左]

① 届出書提出日前1年の応当日(以下8-1において「応当日」という。)において当該投資信託証券の募集に係る有価証券届出書を既に提出しており、届出書提出日まで継続して募集を行っていること。

②・③ 同左

8-2 8-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等に該当するものの取扱いについて準用する。

(一定の信託の併合により投資信託受益証券が新たに発行される場合における届出の効力発生日の取扱い)

8-3 法第4条第1項の規定による投資信託受益証券の募集に係る届出に関し、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第29条の2各号、第91条の2各号又は第99条の2各号に掲げる要件の全てに該当する委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)、委託者非指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。)又は外国投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第24項に規定する外国投資信託をいう。)の併合(当該併合に係る委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託又は外国投資信託の各々について、継続開示義務が課され、かつ、これが適正に履行されている場合に限る。)により当該投資信託受益証券が新たに発行される場合における当該届出の効力発生日については、法第8条第3項の規定により、当初届出書を受理した日から7日(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日)をいう。8-4において同じ。)の日数は、算入しない。)を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

13-1 法第13条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、有価証券届出書に記載された内容を分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに留意する。この場合、有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、グラフ、図表等を使用することができる。

また、目論見書(特定有価証券府令第15条第1項第1号及び第2号に規定する目論見書を除く。)の記

に当たっては、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することができる。

13-2 法第 13 条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載事項のうち、「提出書類（有価証券届出書）」、「提出先（例えば「関東財務局長）」、「発行者である会社印の印影」、「発行者の代表者印の印影又は代表者の署名」、「代理人印の印影及び代理人の署名」、「事務連絡者印の印影」、「事務連絡者氏名」、「連絡場所」及び「電話番号」については省略することができる。

24-3 2-3は、法第 24 条第 1 項第 4 号の規定における有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利の取扱いについて準用する。

24 の 5-3 24 の 5-1は、受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等若しくは電子記録移転権利に該当するものの取扱いについて準用する。

## B 個別ガイドライン

以下Bに掲げるガイドラインは、内国投資信託受益証券の内容の開示に関する留意事項を示したものであるが、内国投資信託受益証券以外の特定有価証券についても、その内容に鑑みて投資者保護の観点からこれらのガイドラインに準じた取扱いが必要な場合もあることに留意する。

### I 「投資方針」及び「投資対象」に関する取扱いガイドライン

特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(15)に規定する「ファンドの運用に関する基本的態度」及び同様式「記載上の注意」(16) aに規定する「投資対象とする資産」については、以下に掲げる事項も記載することに留意する。

〔1〕・〔2〕 略

(3) ファンドの運用者（委託会社等（第4号様式「記載上の注意」(4) bに規定する委託会社等をいう。以下3において同じ。）又は委託会社等がファンドの運用の指図の権限若しくは運用の権限を委託する場合の当該委託先をいう。）が、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い、又は行うことがある場合には、当該取引の内容及び当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置に関する事項

### II 「投資リスク」に関する取扱いガイドライン

1 特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(20) aに規定する「ファンドのもつリスク」については、以下に掲げる記載をすべき場合があることに留意する。

〔1〕・〔2〕 略

2 特定有価証券開示府令第4号様式記載上の注意(20) bに規定する「投資リスクに対する管理体制」については、流動性リスクの重要性に鑑み、流動性リスクに対する管理体制も記載すべき場合があることに留意する。

### III 「換金（解約）手続」に関する取扱いガイドライン

載に当たっては、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することができる。

13-2 法第 13 条の規定により作成する目論見書の記載に当たっては、有価証券届出書の記載事項のうち、「提出書類名（有価証券届出書）」、「提出先（例えば「関東財務局長）」、「発行者である会社印の印影」、「発行者の代表者印の印影又は代表者の署名」、「代理人印の印影及び代理人の署名」、「事務連絡者印の印影」及び「事務連絡者の氏名、連絡場所及び電話番号」については省略することができる。

24-3 2-3は、法第 24 条第 1 項第 4 号の規定における有価証券投資事業権利等の取扱いについて準用する。

24 の 5-3 24 の 5-1は、受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等に該当するものの取扱いについて準用する。

## B 個別ガイドライン

〔同左〕

### I 「投資方針」及び「投資対象」に関する取扱いガイドライン

特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(15)に規定する「ファンドの運用に関する基本的態度」及び同様式「記載上の注意」(16) aに規定する「投資対象とする資産」については、以下に掲げる事項も記載することに留意する。

〔1〕・〔2〕 同左

(3) ファンドの運用者（委託会社等（第4号様式「記載上の注意」(4) bに規定する委託会社等をいう。以下3において同じ。）又は委託会社等がファンドの運用の指図の権限若しくは運用の権限を委託する場合の当該委託先をいう。）が、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い、又は行うことがある場合には、当該取引の内容及び当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置に関する事項

### II 「投資リスク」に関する取扱いガイドライン

1 特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(20) aに規定する「ファンドのもつリスク」については、以下に掲げる記載をすべき場合があることに留意する。

〔1〕・〔2〕 同左

2 特定有価証券開示府令第4号様式記載上の注意(20) bに規定する「投資リスクに対する管理体制」については、流動性リスクの重要性に鑑み、流動性リスクに対する管理体制も記載すべき場合があることに留意する。

### III 「換金（解約）手続」に関する取扱いガイドライン

特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(37) aに規定する「内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法等」については、投資者による内国投資信託受益証券の換金（解約）が制限されること（一定の期間における換金（解約）制限、大口の換金（解約）の制限、金融商品取引所における取引の停止等による換金（解約）請求の受付の中止又は取消し等）がある場合には、その旨も記載することに留意する。

特定有価証券開示府令第4号様式「記載上の注意」(37) aに規定する「内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法等」については、投資者による内国投資信託受益証券の換金（解約）が制限されること（一定の期間における換金（解約）制限、大口の換金（解約）の制限、金融商品取引所における取引の停止等による換金（解約）請求の受付の中止又は取消し等）がある場合には、その旨も記載することに留意する。